

2020年8月26日

西南学院大学法科大学院
法科大学院生 各位

新型コロナウイルス感染症対策本部長 G.W. バークレー
法科大学院 院長 宮崎 幹朗

法科大学院の後期授業及び定期試験について（お願い）

法科大学院生の皆様におかれましては、遠隔授業の事前準備およびその実施にご対応いただきましたこと深く感謝申し上げます。8月5日(水)付けにて、学部の後期授業及び定期試験については、「原則、遠隔授業とし、必要性が高く、かつ、3密回避が可能な1～4年次ゼミを対面授業として実施する。」旨、公表されましたが、法科大学院の後期授業については、すべての科目を対面授業【法科大学院棟内】にて実施いたします。定期試験は期間を短縮し実施します。日程や実施方法の詳細は試験1か月前に公表します。

しかし、ご自身や同居家族が基礎疾患を抱えておられる法科大学院生の中には、対面授業に出席することに対して不安を感じられる方もおられると拝察します。大学として可能な限り、配慮を検討したいと考えております。

つきましては、上述の理由から遠隔授業を希望される方は、指導教員及び法科大学院事務室にご連絡いただきますよう、よろしく申し上げます。

ここ数週間、新型コロナウイルス感染症が拡大している現状を踏まえ、【西南学院大学新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動指針】(以下、「行動指針」といいます。)で定める感染拡大警戒レベル(以下、「警戒レベル」といいます。)を「Ⅲ：流行再発期」に引き上げて、警戒を強めております。

警戒レベルⅣへ移行となる場合も十分に想定されます。その場合は、前期授業と同様に全面的に遠隔授業に切り替えて実施していく措置となりますので、その際にご理解とご協力の程よろしく申し上げます。

授業に関する行動指針は、一部抜粋して以下に記しますのでご参照ください。

警戒レベル	局面	授業（チャペル講話）
I	流行終息期	通常通りとするが、状況に応じて感染防止対策を要請することがある。
II	流行消退期	対面授業と遠隔授業を組み合わせる。
III	流行再発期	原則、遠隔授業とするが、対面授業を実施する必要性が高い場合に限り、これを認める。
IV	流行拡大期	全てを遠隔授業で実施する。

以上